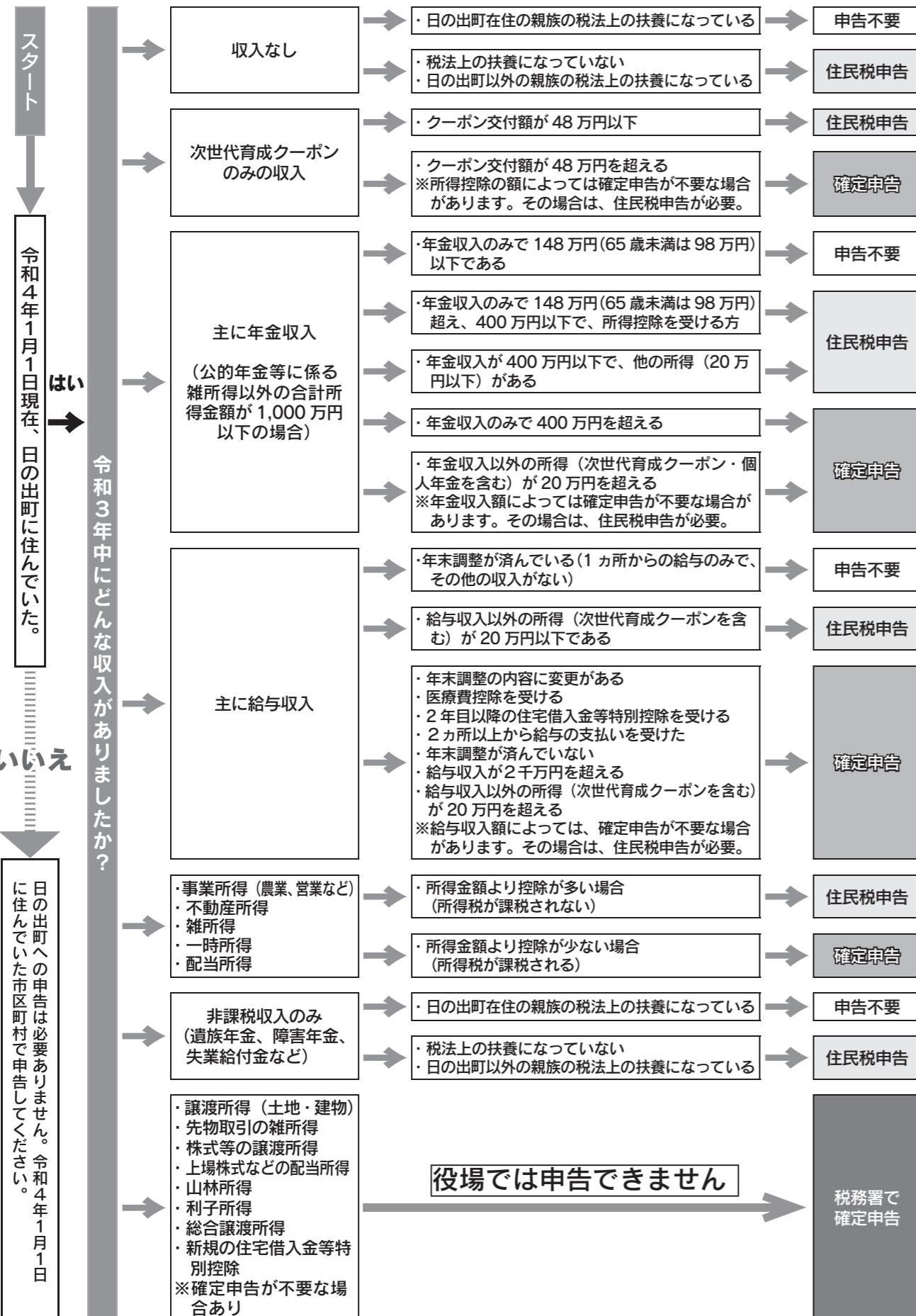


申告が必要かどうかを、 フローチャートで確認しましょう！

日の出町
ひのわちゃん

- 簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- 年齢は令和3年12月31日現在です。
- 納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。



住民税(町・都民税)申告・確定申告に関するお知らせ

①町・都民税の申告

令和4年1月1日現在、町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。

町・都民税の申告用紙は1月26日(水)に発送します

用紙が届いた方 必要事項を記入のうえ提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかつた方へ」の欄へ該当する事項を記入して申告してください。

用紙が届かなかつた方 役場税務課窓口に用意しておりますのでご利用ください。

申告期間 2月1日(火)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く)

申告場所 日の出町役場税務課窓口 ※申告は郵送でも受け付けます。該当事項を記入し必要書類を添付して、税務課住民税係まで郵送してください。



申告が必要な方

▼次ページフローチャートで申告の要否を確認してください

- 給与所得のみ(退職者含む)で勤務先から給与支払報告書が送付されない方
- その他の所得(次世代育成クーポン等)があり、確定申告の必要のない方
- 収入が無くどなたの扶養にもなっていない方、他市町村に住んでいる方の扶養親族になっている方
- 年金収入が400万円以下で控除の追加のある方／・遺族年金、障害年金などの非課税年金の方
- ※国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は収入が無かった場合でも必ず申告してください。

②確定申告(所得税の申告)

	申告会場		
	①青梅 税務署	役場3階第1・2会議室 ②青梅税務署及び税理士会による 無料出張相談	役場1階町民談話室 ③町職員による 申告相談
受付期間(土・日・祝日を除く)	2/1(火)～ 3/15(火) 午前8:30～ 午後4:00 ※土日、祝日除く	2月7日(月)～8日(火) ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～5時 ※土日、祝日除く	2月16日(水) ～3月15日(火) ・午前8時30分～12時 ・午後1時30分～5時 ※土日、祝日除く
	※入場整理券の配布又はオンラインによる事前発行	※オンライン又は電話による 事前申込み	※電話による予約制
申告の内容	年金・給与所得 ○ 営業・農業などの事業所得(白色・青色) ○	○ ○	○ △ 青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ
	不動産所得(白色・青色) ○	○ ○	△ 青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ
控除関係	医療費控除(セルフメディケーション税制含む) ○	○	※医療費控除明細書作成済みの場合のみ
その他	住宅借入金等特別控除 ○	○ ×	○ ×
の内	損失申告、譲渡所得(土地・建物・株式等)、過年分・消費税、相続税、贈与税の申告など ○	○	役場では受付できません。 青梅税務署で相談してください。
他	作成済み確定申告の提出 ○	×	○(上記期間内のみ)

確定申告の管轄は税務署です

▶役場での町職員による申告相談(上表③)はあくまで臨時の窓口であるため、受付できる件数に限度があります。高齢の方や体の不自由な方の相談が優先できるよう、なるべくe-Taxや青梅税務署(特に還付は1月中の申告がお勧めです)をご利用ください。



町職員による確定申告相談の受付方法が変更になります

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策および待ち時間短縮の為、申告の相談受付は、
電話による予約制とさせていただきます。事前の電話予約にご理解とご協力をお願いします。
日の出町役場に入る際は、マスクを着用し、庁舎正面玄関で手の消毒とサーモカメラによる検温を行ってください。37.5度以上の発熱が認められた場合は、入場をお断りさせていただきます。

▶確定申告相談予約専用番号 ☎ 042(588)5835

予約受付開始日 2月1日(火)から

予約受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時(土日、祝日を除く)

・予約専用番号以外での電話予約は受け付けしておりません。

・相談希望日と時間帯を予約してください。1人当たり30分(2人分まで)とさせていただきます。

・予約状況により希望する日時の予約ができない場合があります。

日の出町
ひのわちゃん